

稲沢市税条例・都市計画税条例の一部改正

地方税法などの改正に伴い、条例の一部を改正しました。
主な内容をお知らせします。

問課税課 ☎32-1193
ID5610

1 個人住民税

●セルフメディケーション税制の恒久化

スイッチOTC医薬品を購入した際に適用できる医療費控除の特例について、適用期限を撤廃しました。

2 固定資産税

●特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長

最初の3年分に限り、課税標準額となるべき価格を2分の1に軽減します。

対令和8年4月1日～令和11年3月31日に取得した太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る）

3 固定資産税・都市計画税

●免税点の見直し（令和9年度分から適用）

物価指数などが上昇していることを踏まえ、免税点を引き上げました。 ※土地については、前回見直し時（平成3年）と比較し、地価が下落しているため据え置き

対象	改正前	改正後
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

4 軽自動車税

●環境性能割の廃止

軽自動車税環境性能割を廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税としました。

●グリーン化特例の延長

電気軽自動車および天然ガス軽自動車について、グリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長しました。 ※新車取得の翌年度分に限る

種別など	令和8年度	令和9・10年度（延長）
電気軽自動車 天然ガス軽自動車	約75%軽減	約75%軽減



児童手当の現況届

ID4341

現況届の提出は原則不要ですが、一部の受給者は提出が必要です。対象者には通知を送付します。

提出期限 6月30日(火)

●次の変更事項がある方は届け出が必要です

- ・児童を養育しなくなったなど、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・児童や配偶者の情報(住所や氏名など)に変更があったとき
- ・受給者の加入する公的年金制度(保険証の種類)に変更があったとき

問子育て支援課 ☎32-1296

電力データを活用したフレイル予防事業

ID5640

電気の使用状況から心身の不調につながる可能性を分析し、リスクを検知した場合、地域包括支援センターがフレイル予防のための助言や取り組みをサポートします。 ※既に設置されているメーターを活用するため、新たな機器の設置などは不要

対市内在住で75歳以上の1人暮らしの方で、次のいずれにも該当しない方

- ①介護保険の要支援認定・要介護認定を受けている
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者
- ③有料老人ホームなどに居住している

定100人(先着)

申6月22日(月)から、申込用紙に記入し、本人確認書類を持参の上、高齢介護課(☎32-1293)へ

他対象者へ6月中旬に申込用紙を送付します

水道料金の基本料金（準備料金）免除

問水道業務課 ☎21-2181 ID 333

エネルギー・食品価格などの物価高騰に対する経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金（準備料金）を免除します。

対市内で水道を利用しているすべての給水契約者（官公庁を除く）

免除期間 8月・9月請求分（2カ月間）



印鑑登録と印鑑証明

問市民課 ☎32-1311

●印鑑登録の手続き ID586

対市の住民基本台帳に記載されている15歳以上の意思能力を有する方

持登録する印鑑、手続きする方の本人確認ができる書類（代理人が手続きする場合は委任状と代理人の認め印も必要）

¥1件200円

場市役所市民課、支所

即日登録できる場合 登録者本人が窓口で申請し、本人確認書類として官公署が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示する場合、または本人確認書類が健康保険資格確認書、年金手帳などで、保証書がある場合 ※即日登録できない場合は、申請後、登録者の住民登録地へ「照会・回答書」を送付します

●印鑑登録証明書の発行 ID587

持印鑑登録証、手続きする方の本人確認ができる書類

¥1通200円

場市役所市民課、支所、市民センター

コンビニでも発行できます

持証明書を取得したい方のマイナンバーカード、数字4桁の暗証番号

¥1通100円

場全国のコンビニ（午前6時30分～午後11時）

他窓口交付より1通100円減額しています。詳しくは、ID608で確認してください

広告

お子様の結婚が心配な方 ★完全予約制 ※定員不足の場合、開催なし

親同士のお見合い交流会

会場：プライムセントラルタワー名古屋駅前店 第17会議室

6月14日(日) 14:00~

費用 3,000円(税込) ※おひとりでもご夫婦でも同額

主催：結婚相談所ムスベル名古屋 名古屋市中区錦二丁目17-28 CK15伏見ビル6階

052-253-6636 営業時間：10時～19時 定休日：第2・第4水曜日

相続対策
相続対策の第一歩として、相続税の試算から今の状況を整理してみませんか

初回45分 無料相談!

各種申請
建設業許可などの許認可申請もお任せください

オンライン手続きでスピーディーな対応

新規(概算) 120,000円~ ※別途申請手数料 90,000円がかかります

052-700-6080

行政書士小倉事務所 〒451-0052 名古屋西区栄生1-33-17
小倉みどり税理士事務所 グランドール栄生503号

広告

財源確保のため有料広告を掲載しています。広告内容の問い合わせは、直接広告主へお願いします。